「外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条の水域及び期間を定める告示案及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条の海域及び期間を定める件の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集」の結果について

令和5年6月5日 水 産 庁

「外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条の水域及び期間を定める告示案及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条の海域及び期間を定める件の一部を改正する告示案」について、令和5年4月4日から同年5月3日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、募集期間において、3名から3件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見及びそれに対する考え方を別紙1のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

本件については、別紙2及び別紙3のとおり制定することといたしました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも水産業に関する施策の推進 に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

> お問い合わせ先 水産庁資源管理部漁業取締課 電話: 03-3502-8111 (内線 6656)